通交付税省令第四十八条第一項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに」を削り、「を合算した額（合併市町村のうち当該合併市町村の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下「財源不足額」という。）が当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとの財源不足額の合算額を超えるものにあつては当該合併市町村について第一条第一項第二号の規定により算定した額）を、合併市町村以外の市町村にあつては当該市町村について第一条第一項第二号の規定によつて算定した額をいう」を「とする」に改める。

第二条第一項算式の符号C中「合併関係市町村」の下に「（普通交付税省令第48条第1項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）」を加え、「前条の規定によつて算定した額に相当する額として」を削り、「第5項」を「第4項」に、「額の合算額」を「法第33条の5の2第1項の額の合算額」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号に規定する」を削り、「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」を「平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日」に、「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」を「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」に、「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」を「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」に、「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に、「平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日」を「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「（以下「平成二十二年普通交付税省令」という。）」を削り、「を平成二十二年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十二年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十二年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「（以下「平成二十三年普通交付税省令」という。）」を削り、「を平成二十三年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十三年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十三年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（以下「平成二十四年普通交付税省令」という。）」を削り、「を平成二十四年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十四年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十四年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）」を削り、「を平成二十五年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十五年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十五年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十六年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第六十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第一項第二号に規定する」を削り、「按分した額」の下に「（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」を加え、同項算式の符号A中「附則第19条の16第8項」を「附則第19条の16第9項」に改め、「普通交付税省令第49条の規定により算定された」を削り、同項算式の符号B中「附則第6条の3」を「附則第6条の2」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇七三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九一四五九八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

第四条中「附則第六条の三」を「附則第六条の二」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.480	0.4512
同上0.20以上0.30未満のもの	1.296	0.2880
同上0.30以上0.40未満のもの	2.640	0.1152
同上0.40以上0.50未満のもの	3.840	0.5952
同上0.50以上0.60未満のもの	5.040	1.1952
同上0.60以上0.70未満のもの	6.336	1.9728
同上0.70以上	6.336	1.9728

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率				等	
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.820	0.6970	0.5535	0.2460	0.533	0.2050
同上0.10以上0.20未満のもの	0.820	0.6970	0.7175	0.2296	0.697	0.1886
同上0.20以上0.30未満のもの	1.189	0.6232	1.0250	0.1681	0.984	0.1312
同上0.30以上0.40未満のもの	1.640	0.4879	1.5375	0.0142	1.517	−0.0287
同上0.40以上0.50未満のもの	3.075	−0.0861	2.5420	−0.3876	2.460	−0.4059
同上0.50以上0.60未満のもの	4.305	−0.7011	3.6490	−0.9411	3.567	−0.9594
同上0.60以上0.70未満のもの	5.986	−1.7097	5.7400	−2.1957	5.084	−1.8696
同上0.70以上0.80未満のもの	7.585	−2.8290	7.9950	−3.7742	7.708	−3.7064
同上0.80以上0.90未満のもの	7.995	−3.1570	7.9950	−3.7742	7.708	−3.7064
同上0.90以上1.00未満のもの	7.995	−3.1570	7.9950	−3.7742	7.790	−3.7802
同上1.00以上のもの	7.995	−3.1570	7.9950	−3.7742	7.790	−3.7802

附　則

この省令は、公布の日から施行する。